

在園児保護者皆様

令和4年5月23日
学校法人木の実学園
理事長 中矢謙一郎

電話対応についてのお知らせ

既に報道等によりご存知の方も多いかと存じますが、学校や保育所等における働き方改革による健全な教員生活の維持による教育の質の維持・向上が、将来にわたる幼児教育・学校教育の喫緊の課題となっております。

文部科学省及び各教育委員会管轄の公立校でも具体的な改革が始まりました。同省及び都道府県管轄の私立学校である当園におきましても、これまで検討してきた案を基に令和4年度を働き方改革元年と位置付け、保護者皆様からのご理解を賜りつつ、一つ一つ取り組みを重ねてまいります。また、そのことにより、地域社会における幼児教育関連施設の維持と健全性の確保に努めてまいります。

つきましては、6月1日（水）より以下の改定を行いますことにつき、保護者の方々へご不便が及ぶこともあろうかと存じますが、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1 平日の電話対応について

預かり保育（このみホーム）が終了する夜19:00～翌朝7:00までの間は、電話対応ができません。また、退勤後の教員への電話の取り次ぎは、原則できません。（各クラス担任の教諭は、16:30以降順次退勤します。）

2 休園日の電話対応について

土曜日：日直者が在園している土曜日の午前中（8:00～12:00）、並びにサタデー*で最後のお子様のお帰りの時間（～18:15迄）以外につきましては、電話の対応ができません。
その他：日曜日、振替休園日、祝祭日及び園規定の休園日におきましては、電話の対応ができません。

*ひとり親世帯の保護者の方、又はご両親が共に定常的に土曜日の勤務がある世帯に限り、「就労状態の事前登録」および「事前予約」にて行っている土曜日の預かり保育。

以上